

報 道 資 料

平成 30 年 1 月 31 日

担当：奈良県水道局
業務課事業管理係
浦井・松岡
0742-20-4624
(ダイヤルイン)

県営水道の工事における地中ゴミの処理について

[概 要]

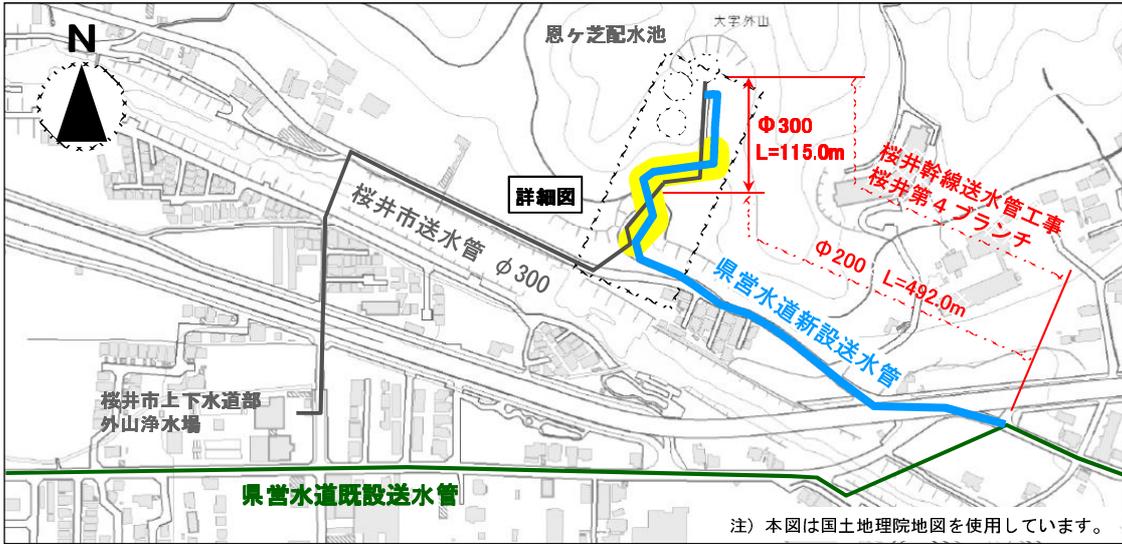
現在、県営水道では桜井市の県水転換の一環として、桜井市内で送水管布設工事を実施しています。今回、桜井市が所有する用地に送水管を布設するため掘削作業を行っていたところ地中から混在ゴミが見つかりました。

この混在ゴミを土壌汚染に係る基準に則り分析したところ、鉛成分のみで基準値以上の値を検出しました。検出された鉛成分は土中に溶出していないことを確認しており、周辺環境への影響はありません。掘り出した混在ゴミは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき建設工事に伴う産業廃棄物として適正に処分します。

なお、送水管は撤去後に布設すること、管内部に水圧がかかり管外側から浸透しない構造になっていることから、水道水への影響はありません。

1. 工事名 桜井幹線送水管工事桜井第4ブランチ
2. 場 所 桜井市外山地内（別添資料参照）
3. 混在ゴミの量 約 5 5 0 m³
4. 検査結果 鉛及びその化合物
含有試験結果：6 2 0 mg/kg（基準値 1 5 0 mg/kg）
溶出試験結果：検出せず
（土壌汚染対策法施行規則に基づく測定方法による）

桜井幹線送水管工事桜井第4ブランチ 工事概要図



詳細図

